

日本語教育推進基本法案（仮称）政策要綱

平成30年5月29日

第一 総則

一 目的

この法律は、日本語教育の推進が我が国社会における喫緊の課題であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的に推進し、もって我が国に居住する外国人との共生を通じて多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、また諸外国との交流の促進に寄与することを目的とすること。

二 定義

- 1 この法律において「日本語教育」とは、通常使用する言語が日本語でない者に対して行われる日本語を習得させるための教育その他の活動をいうこと。
- 2 この法律において「外国人」とは、日本の国籍を有しない者をいうこと。
- 3 この法律において「外国人等」とは、外国人及び日本の国籍を有する者であって通常使用する言語が日本語でないものをいうこと。
- 4 この法律において「外国人留学生」とは、外国人であって出入国管理及び難民認定法別表第一の四の表の留学の在留資格をもって在留するものをいうこと。
- 5 この法律において「技能実習生」とは、外国人であって出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもって在留するものをいうこと。
- 6 この法律において「定住外国人」とは、外国人であって出入国管理及び難民認定法別表第二の上欄に掲げる在留資格をもって在留するものをいうこと。

三 基本理念

- 1 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する全ての者に対し、その需要と能力に応じた日本語教育を受ける機会が確保されるよう行われなければならないこと。
- 2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならないこと。
- 3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理、外交その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならないこと。
- 4 日本語教育の推進は、国外における日本語教育を通じて我が国に対する外国の理解

と関心を深め、諸外国との交流を促進することとなるよう行われなければならないこと。

- 5 日本語教育の推進は、外国人等に対する日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならないこと。
- 6 日本語教育の推進は、外国人等において、日本語を学習する意義についての理解が深められるように配慮して行われなければならないこと。

四 国の責務等

- 1 国は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の状況に応じた日本語教育の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること。
- 3 外国人等を雇用する事業主は、国が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等の日本語学習に対する支援に努めるものとする。

五 関係者相互間の連携強化

- 1 国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する企業、外国人等の生活支援を行う団体その他の関係者相互間の連携強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。
- 2 国は、海外における日本語教育が持続的かつ適切に行われるよう、国際交流基金、日本語教育を行う機関、諸外国の行政機関、教育機関等との連携強化に努めるものとする。

六 財政上の措置等

政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

第二 基本方針等

一 日本語教育基本方針

- 1 政府は、日本語教育を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「日本語教育基本方針」という。）を定めなければならないこと。
- 2 日本語教育基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ① 日本語教育の基本的な方向に関する事項

- ② 日本語教育の推進の内容に関する事項
 - ③ その他日本語教育の推進に関する重要事項
- 3 文部科学大臣及び外務大臣は、日本語教育基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。

二 地方日本語教育基本方針

地方公共団体は、日本語教育基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方日本語教育基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

第三 基本的施策

一 国内における日本語教育の普及推進

1 外国人等である児童生徒等に対する日本語教育関係

- (1) 国は、外国人等である児童生徒等に対する日本語及び教科の指導等の充実並びにそのための教員及び支援員等の配置の充実等指導体制の整備、教員及び支援員等の養成及び研修を通じた資質の向上、就学及び就労の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (2) 国は、外国人等である児童生徒等に対して生活上の日本語の重要性に関する当該児童生徒等の保護者の理解と関心を深めるよう、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 外国人留学生に対する日本語教育関係

国は、日本語を使用する職業に就くことを希望する外国人留学生に対し、職業に必要な日本語能力を習得するための日本語教育であって大学等において行われるものの充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 外国人等の就労者、技能実習生等に対する日本語教育関係

- (1) 国は、企業が外国人等に対して日本語学習の機会を提供し、及び研修等における専門分野に係る日本語教育の充実を図ることができるよう必要な支援を行うものとする。
- (2) 国は、企業等による技能実習生の更なる日本語能力の向上の機会の提供を促進するよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする。
- (3) 国は、定住外国人が就労に必要な水準の日本語能力を身に着けることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

4 難民に対する日本語教育関係

国は、出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第一項に規定する難民の認定を受けている外国人及びその家族並びに閣議了解により受け入れた第三国定住難民に対し、日本への定住に必要とされる基礎日本語能力の習得のための学習機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

5 地域における日本語教育関係

(1) 国は、地域における日本語教室の開設・運営、公民館等における日本語教育の実施、地域における日本語教育に従事する者の育成及び教材の開発等に対する支援、日本語教室に通うことが困難な者の学習環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(2) 国は、日本語教育が外国人等の日本語能力の向上のみならず、共生社会の実現にも資することを踏まえ、外国人等に対する日本語教育への国民の理解と関心を増進するため広報活動等の必要な施策を講ずるものとする。

二 海外における日本語教育の普及促進

1 海外における外国人等に対する日本語教育関係

(1) 国は、外国人等が海外において日本での大学等への進学に必要な水準の日本語能力を身に着けることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(2) 海外における日本語教育は、外国人の日本への理解の増進や日本企業への就職の円滑化等に寄与することから、国は、各国における日本語教育の状況に応じて、持続的かつ適切に日本語教育が行われるよう、現地における日本語教育制度等の体制・基盤の整備の支援、日本語教育人材の育成、教材の開発・提供（インターネットを通じたものを含む）、教育機関の活動並びに日本語学習者の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 在留邦人の子に対する日本語教育関係

国は、在留邦人の子等を対象とする日本語教育の充実、支援体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

三 日本語教育の質の保証

1 日本語教育機関関係

国は、日本語教育を行う機関の教育の水準の維持向上を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2 日本語教育に従事する者関係

- (1) 国は、国内外で日本語教育に従事する者の資質・能力の向上、確保及び待遇の改善が図られるよう、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、国内の日本語教師の資格に関する仕組みの整備、日本語教師の育成に必要な高度な専門性を備えた人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (2) 国は、海外における日本語教育の水準向上のため、各国において外国人の日本語教師の育成を支援するために必要な施策を講じるよう努めるものとする。

3 教育内容及び教材開発関係

国は、日本語教育を受けようとする者の日本語能力の水準に応じた教育を行うことができるよう、教育課程、指導方法及び教材の開発及び普及又はそれらへの支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 日本語能力の評価関係

国は、日本語教育を受ける者の日本語能力を適切に評価することができるよう、日本語能力の評価方法の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

四 日本語教育に係る調査研究等

1 日本語教育に係る調査研究関係

国は、日本語教育に関する実態の把握、効果的な日本語教育の方法の開発、日本語能力を適切に評価する方法の開発、海外における日本語教育に関する情報の収集及び提供等を行うため、調査研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 日本語教育に係る情報の提供関係

国は、外国人等のための日本語教育に関する情報を集約したサイトの設置、相談体制の整備への助言等外国人等が日本語教育について必要な情報を得られるようにするための必要な施策を講ずるものとする。

五 地方公共団体の施策

地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進を図るよう努めるものとする。

第四 日本語教育推進協議会等

一 日本語教育推進協議会

- 1 政府は、文部科学省及び外務省その他の関係府省相互の調整を図ることにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進協議会を設けるものとする。
- 2 関係府省は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進専門家会議を設け、1の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

二 地方日本語教育推進審議会等

地方公共団体に、地方日本語教育基本方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができること。

第五 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 検討

国は、次に掲げる事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- イ 当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- ロ 外国人留学生の在留資格に基づく活動の管理に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- ハ 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度等の在り方
- ニ 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方